

## 許諾商品基準

株式会社あつまるタウン田原（以下「当社」という）が保有する商標権第6410199号に係る登録商品「しあわせクローバー」（以下「本登録商標」という）の使用許諾に関する必要事項について、以下のとおり定める。

### 1. 審査方法

当社、幸せの四つ葉プロジェクト事務局及び田原市の3者が以下の審査項目に適合していることを審査する。

### 2. 審査項目

#### (1) 生産者

- ・平成21年に伊良湖町で見つかった四つ葉以上が生えるシロツメクサを基に改良され、株分け等を行い栽培したもので、1株当たりの四つ葉以上の葉の割合がおおよそ7割以上の商品を生産できる体制が整っていること。
- ・良好な形状かつ病虫害被害等が軽微な商品を安定して生産できる体制が整っていること。
- ・品種を維持するための栽培ノウハウを有していること。
- ・交雑を防ぐため、他の品種のクローバーの生産を行わないこと。

#### (2) 製造又は販売者

- ・原則、本登録商標の使用許可を受けた生産者から仕入れた原材料又は商品を使用していること。

### 3. 免除

本登録商標の使用が必要かつ妥当と認める者については、商標権使用規約に定める手続きを免除し、本商標を使用させることができるものとする。

### 4. その他

本基準に定めのない事項及び本基準の解釈に疑義が生じた場合は、当社、幸せの四つ葉プロジェクト事務局及び田原市で協議のうえ、定めるものとする。